

## 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第65回）議事録

日 時 令和8年6月30日（火）10:00～11:05

場 所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

出席者 （委員） 藤村委員長、岩崎委員、久保委員

（関係省庁）文部科学省高等教育局大学振興課 石橋課長

文部科学省高等教育局大学振興課 藤田課長補佐

厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室 鈴木室長

農林水産省経営局農地政策課 矢澤課長

農林水産省経営局農地政策課 吉野経営専門官

農林水産省経営局農地政策課 松村経営専門官

農林水産省経営局農地政策課 松崎経営専門職

（事務局）内閣府地方創生推進事務局 小山審議官、鷹合参事官、

佐藤参事官、太田参事官補佐

丹参事官補佐

### 1. 開会

（鷹合参事官）

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、第65回「評価・調査委員会」を開催させていただきます。以後の進行につきましては、藤村委員長にお願いいたします。

（藤村委員長）分かりました。

皆さん、おはようございます。

第65回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

本日の出欠状況ですが、岩崎委員、久保委員は会場からの御参加、伊澤委員と工藤委員は欠席と承っております。

また、今回は、事務局から小山審議官が出席されておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

（小山審議官）おはようございます。

ただいまお話にありました、審議官の小山でございます。

本日は「構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会」にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、平素より特区制度の運用改善に向け、専門的な御知見に基づく御助言を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

構造改革特区制度は、地域の創意工夫に基づき、規制改革を進めることを打ち出した制度でございます。平成14年の制度創設以来、現在でも、なお着実に成果を上げてきており

ます。

本評価・調査委員会は、特区において講じられた規制の特例措置が、当初の目的に照らして適切に機能しているか、あるいはその成果を全国展開すべきか否かといった制度の根幹に関わる重要な評価と調査を担っていただいております。

これまで全国で活用された特区は、累計で1,400件以上となっております。これも委員の皆様これまでの活発な御議論、評価意見のおかげであると考えております。改めて心より御礼申し上げます。

今回評価対象となっております「職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業」「特定法人による農地取得事業」につきましては、今回が初評価となっております。

本日も委員の皆様には、充実した御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

私からの挨拶は以上とさせていただきます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

## 2. 令和8年度の評価について

### 「職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（特例措置番号836）」

(藤村委員長) それでは、本日の議事に入りたいと思います。

議事次第に沿って進めてまいります。

議事次第の「2. 令和8年度の評価について」ですが、まず、特例措置番号836「職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業」についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

(鷹合参事官) 事務局の鷹合です。

説明させていただきます。資料2-1となります。1ページ目となります。

「職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業」について、事務局から説明いたします。

詳細は、文科省さんから御説明いただけたと思いますので、概要のみ簡単に説明させていただきます。

この特例措置ができる前は、職業能力開発短期大学校の修了者は、大学への編入学が認められておりませんでした。

このような状況の中で、大学と職業能力開発短期大学校が連携しまして、高度な技術力に加え、研究開発力やマネジメント力を兼ね備えた地域産業の発展に資する人材の育成が求められている状況から、令和4年から、職業能力開発短期大学校における訓練課程を修了した者で、区内の特定の大学に編入学できる者と同等以上の学力があると認める者は、当該大学へ編入学することができることとした特例措置でございます。

「主な要件」として、1ページ目の真ん中に書いてありますが、訓練期間が2年であることや、職業能力開発短期大学校の指導員数や建物面積が一定の基準以上であることなどの要件を設けております。

現在活用いただいている自治体は、5件あります。熊本県、長野県、山形県、神奈川県、大分県の5件です。

下に「実際の取組事例」ということで、熊本県が具体例として紹介されておりますが、熊本県では、半導体企業が増えておりまして、半導体人材の育成が急務であることから、熊本県立技術短期大学校から国立大学法人熊本大学への編入学を実現し、半導体技術に精通した高度人材の育成を促進することで、熊本の産業の発展に寄与するものとなっております。

私からの説明は以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、続きまして、当該特例措置の所管官庁であります文部科学省より説明をお願いいたします。

(文部科学省石橋課長) 失礼いたします。文部科学省大学振興課長の石橋でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

資料は、2ページ目からめくっていただきまして、3ページ目、横書きの資料になっておりますが、御覧いただければと思います。

まず「規制の内容」を御説明させていただきます。

学校教育法上、大学の修業年限は4年という原則がございます。

修業年限とは、一般に、学校の一定の教育の課程を修了するのに必要な年限でございます。この年限、在学していなければ卒業できないという法的効果が生じることになります。

編入学とは、異なる学校種で履修した教育課程の一部を入学後の大学で履修したものとみなすことと、入学後の大学の修業年限を短縮するという仕組みでございます。

大学は、修業年限の定めによって4年間の教育課程を割り振ることになるわけですが、編入学者の場合は、4年間にわたって割り振られた教育課程のうち、既に履修されたものは、その年数分とみなして修業年限を短縮することで、卒業できるということになります。

現行法においては、大学への編入学は、短期大学、高専の卒業生、文科大臣が定める基準を満たす専修学校特定専門課程、いわゆる専門学校、高校の専攻科の修了生で認めさせていただいているところでございます。

編入学元の学校種をわざわざ限定している理由を2ポツに書かせていただいておりますが、短大と高専に関しましては、設置認可を文科省がやっておりますので、それに伴って問題がないと整理しておりますが、専門学校、高校の専攻科に関しましては国による設置認可等がないなど大学に準ずる程度の制度的担保がございませんので、この表の下に書かせていただいているような基準を設けて認める形にさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして「職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校について」でありますが、こちらは厚労省さんの御所管で、職業能力開発促進法に基づく施設でござ

います。

高校卒業者等を対象に、高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、また、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業の物作り基盤を支える人材を養成されているということで、大学校10校、短期大学校16校ということでございます。

見ていただきますと「訓練」がいわゆる教育と置き換わる部分かと思いますが、専門課程が2年、応用課程が2年という形で整理されているということで、在学者が今、7,028人いらっしゃる。

あと、訓練科は、生産技術科等になっているところでございます。

めくっていただきまして、制度概要は、今、大体申し上げましたので、こちらは、今は割愛させていただきます。

6ページ目を御覧いただければと思いますが、まさに836番の事業に関しましては、先ほど内閣府さんからも御説明いただいたとおりでございまして、このようなマネジメント力を兼ね備えたイノベティブな人材育成を可能とするということで、当該大学への編入学を可能とするという整理にさせていただくのですが「主な要件」として5つ整理させていただいております。

地域経済において不足している、また、将来不足することが見込まれる人材、不可欠な人材の教育研究並びに職業訓練であるということ。

それから、大学と短期大学校が連携して行うことが適切かつ効果的であるかということ。

そのときには、地域産業に資するかという観点を確認させていただいておりまして、具体的には括弧の中になりますが、地域の特性を生かした教育実施の必要性や地域産業を担う人材の確保・育成の必要性、その他の特別な事情ということです。

それから、研究及び職業訓練を短期大学校と大学が連携して行うことが適切かつ効果的であるか等を確認させていただいております。

③でございしますが、編入学を希望する方の訓練期間が2年以上であるということ。

また、指導員の数や建物面積なども基準とさせていただいております。

また、編入学先の大学が、編入学してこられる方が同等以上の学力があることを認めること。

職業能力開発短期大学校で自らの評価、もしくは、その上で当該評価の結果等について第三者評価を行い、結果を公表していただいているということで、質の担保をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、この意義でございしますが「地域産業の振興の観点」と我々文科省としては「教育の質保障の観点」という両輪で整理させていただきたいと思っております。教育の質保障の観点におきましては、文科省に設置されております中央教育審議会においていろいろと議論してきたところ、実は平成26年には、まず、職業能力開発短期大学校で取得した単位を大学における単位として認定可能とさせていただいたところでございまして、大学への編入学についてはそうした実績を積み上げながら整理していく必要

があるとさせていただいてきているところでございます。

最後に、懸念というところで、8 ページ目でございますが、地域への影響を考えますと、社会的・経済的効果がしっかりとあるかということと、職業能力開発短期大学校の場合は、その地域を非常に大事にされていると思いますので、卒業者が県外に流出することについては慎重に考えていかなければいけないのかなと思っております、大学への編入学は、別にその地域に限定しませんので、どこにでも編入学できるということは少し考えなくてはいけないこと、そして

、職業能力開発短期大学校からすぐに働く方々が減ることも検討しなくてはいけないのかなと思っております。

あと、周りには、例えば短期大学、大学、専門学校等がございますので、この辺りの進学希望者とのバランスも併せて考えていく必要があるかと思っております。

教育の質におきましては、既修得単位認定において、何か支障が生じているのかどうか。

それから、編入学者の学習における支障がないかどうか。

それから、学位授与認定において支障がないかどうかは、引き続き確認する必要があるかと思っております。

最後は、参考で、制度創設の主な経緯でございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

(藤村委員長) どうもありがとうございました。

では、引き続き、事務局より、当該特例措置に関わる調査票の説明をお願いいたします。

(鷹合参事官)

調査票について、事務局から説明いたします。

これまで事務局分と規制官庁分で別々に調査票を作成しておりまして、別々に自治体に送付・回収しておりましたが、今回、自治体等の負担を考慮しまして、まとめて作成させていただいております。

ただ、今回は、調査の対象が2つに分かれておりますので、調査票自体は2種類となっております。

1 つ目の調査票は、現在活用いただいている5自治体に対しての調査票です。

2 つ目は、現在活用いただけていないけれども、職業能力開発短期大学校を有する自治体に対しての調査です。

時間の都合上、概略を説明させていただきます。

資料は、調査票の14ページからになります。

まずは、現在活用いただいている5自治体への調査票について説明いたします。

Q6で、事業の実施状況、編入時期、編入学年、編入時の取得済み単位数、卒業時期、卒業後の就職先などを質問しております。

ここら辺のデータは、我々はまだなかなか取得できておりませんので、そこはしっかり

と調査票で調査したいと考えております。

Q7からは、自治体に対して、事業実施による成果、経済的効果について質問しております。

Q8から＜編入先大学への質問＞で、15ページになりますが、短期大学校の既修得単位認定に当たり、支障があったか。

編入学を受け入れるに当たり、編入前の補習授業など、教育課程等で配慮や工夫をしたか。

大学における学習において支障があったか等をQ8、Q9、Q10等で質問しております。

次に、18ページから「評価・調査委員会の質問事項」として、Q12となりますが＜地方公共団体への質問＞ということで、さらなる規制緩和要望があるか、

Q13で、学生の学習意欲やキャリア選択への影響、

Q14で、今後編入できる大学を追加していく予定があるかを質問させていただき、Q15で短期大学校への質問へと続きます。

19ページに移りまして、Q18からは、文科省さんが確認したい質問事項となっておりますが、便宜上、私から説明させていただきます。

Q18で、想定していなかった課題が生じていたか、お聞きしたいと思っております。

Q19で、特区内という限定要件を付さずに、全国展開した場合についての考え方を聞いております。

本日欠席の伊澤委員から、学部を限定して全国展開するといったことも考えられないかと指摘をいただきましたので、学部に限らず、一定の条件をつけた上での全国展開に賛成という意見も自治体からはあり得ることから、調査票を追加しまして、②のイで「一定の条件付きで賛成」という項目を当初の案から追加しまして、イの条件つきで賛成した場合、どのような条件を付せば賛成か、御回答いただく形にしております。

活用いただいている自治体に対する質問項目は、以上となります。

続きまして、22ページから、認定自治体、活用いただいている自治体以外で、職業能力開発短期大学校がある自治体に対する質問でございます。

24ページからになりますが、こちらは比較的シンプルであります。Q1で、この特例措置自体を知っているかどうか、知っているかどうかを質問させていただきたいと思っております。

その上で、Q2から、短期大学校の大学への編入学のニーズとか、Q3で、短期大学校の修了者がどれぐらい存在するのか、人数規模や分野の傾向等も含めてお聞きしたいと思っております。

また、主な進路とか、編入学を目指す際に、どのような課題・障壁があるか、お聞きしております。

Q7からは、文科省さんの質問事項となりますが、ここは、活用いただいている自治体と同様に、全国展開した場合の考え方について、Q7で質問したいと考えております。

私からの説明は以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、発言いただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員) 質問票のテクニカルな話なのですが、24ページのQ3の人数を聞くと「職業能力開発短期大学校の修了者はどの程度存在しますか」という問いは、年度を限定せずに聞くと過去全ての総数か、ここ1年の数字かなど、いろいろな捉え方があり回答に迷われると思います。、限定しなくて大丈夫でしょうか。

(鷹合参事官) そうですね。確かに限定したほうがいいかもしれません。

(岩崎委員) 数字の基準を揃えた方が良くと思います。

(鷹合参事官) そうですね。

この質問の聞き方は、ざくっとでいいのという感じで聞かせていただいている質問にはなるのですが、確かに聞かれている自治体からすると、この質問だけだと分かりづらい気もしましたので、年度を区切って質問する形にしたいと思います。

(藤村委員長) 通常は、過去3年分ぐらいを教えてくださいという人が多いですね。

(鷹合参事官) では、そういう形にさせていただきたいと思えます。

(藤村委員長) そのほかにいかがでしょうか。

私はこれを読んでいて、回答する人というか、組織は、地方自治体と大学校、受入れ大学と。

調査票はどのように送るのですか。

(鷹合参事官) 一義的には、自治体に送って、自治体から編入先大学と職業能力開発大学校に送っていただく。

(藤村委員長) 聞いてもらう。

(鷹合参事官) 聞いてもらう形に。

活用いただいている自治体は、それぞれ連絡先が分かりますので、それは可能だと思います。

(藤村委員長) 受け取ったほうが負担に思いませんか。

自分のところだけだったら、それで答えられるのだけれども、こっちに聞いて、こっちにも聞いてというのは。

(鷹合参事官) これまでの評価の過程ではよくあることといたしますか、負担は承知の上でお願いしている形になっております。

(藤村委員長) 分かりました。

岩崎委員 では、意見を。

(藤村委員長) どうぞ。

（岩崎委員）この制度が全国展開になるとよいなと思っている立場で意見を申し上げたいと思います。

一点は、教育基本法などで規定するように、能力に応じた教育を受ける機会を与えられるべきとの意味では、制度的制限があるのであれば、それは将来的に解決すべき案件だと思います。また、もう一点は、臨教審以降、特に高等教育は柔軟な制度接続へと弾力化してきたとの流れからも全国展開が望ましいと思われます。

ただし、その際に、今回の論点にもありましたが、質的な統制はどこかで行うことが必要であり、一つは、先ほどの御説明だと、高専や短大は設置認可が一つの基本になっているとのことでした。そこで、厚生労働省側で、職業能力開発短期大学校の設置認可に際し、どのような質的な担保をしているかを確認させてください。、その点が明確であれば、あとは、編入学先の大学が学生を選考する形で質的担保も可能かと思われますので、その点さえしっかりとしていればよいと思われます。

（藤村委員長）どうぞお願いします。

（厚生労働省鈴木室長）厚生労働省の訓練企画室長でございます。

御質問ありがとうございます。

職業能力開発短期大学校、また、大学校の根拠法である職業能力開発促進法を厚生労働省が所管しておりまして、その立場から御説明いたします。まず、職業能力開発短期大学校は、大きく2種類ありまして、一つは、今回議題になっております、都道府県が設置・運営しているもの。

もう一つは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置している、いわゆる国営の大学校・短期大学校がございます。

県立のほうでございますが、こちらは、基本的に、先ほどの文科省さんの資料でいきますと、4ページに「大学校について」とございますが、短期大学は専門課程2年間という課程を設置しております。その課程の中身については、厚生労働省で基準を定めております。その中で、それを参酌しながら、各自治体が自治事務として設置していく形になっております。

そういった趣旨から申し上げますと、もともとこの特区の制度の趣旨は、地域の産業人材を育成するという観点で都道府県が設置していると。

国は全国展開という形で実施しているところで、違いはあるのかなと考えております。

すみません。答えになっていますか。

（藤村委員長）よろしいですか。

（岩崎委員）はい。

カリキュラム等の質的な保障はされているという理解でよろしいですか。

（厚生労働省鈴木室長）そうですね。

1点、現在、こちらは、職業能力を身につける短期大学校となりますので、どうしても一般教養とか、そういうことよりも手に職をつける、さらに専門的な知識を得るところで、



いわゆる学校とは若干異なるものかなと我々は認識しております。

ただ、その中で、今度はこういった一般的なものを入れていくとなると、そもそもの短期大学校の設立趣旨が、現場でしっかりと活躍できる人材を育てるところに着眼点がございいますので、そういったところは制度的な違いがあるかと思っております。

（岩崎委員）分かりました。

（藤村委員長）これは、受入れの大学側が苦勞していらっしゃると思像するのです。

というのは、私も法政大学で教員をやっていた頃、別の短期大学を卒業した学生を受け入れるときに、この科目はどの科目に読み替えるかをやって、単位を認定できますねということをやっているのです。そのときに割と苦勞しました。

つまり、科目名がそもそも法政大学にはないような科目名で、内容を見て、これだったら、この科目として読み替えられるなということをやってきたのですが、恐らく、今、御説明があったように、職業能力短期大学校は、非常に地元の企業と結びついていて、例えば私は高齢・障害・求職者雇用支援機構の理事とかをやっていたので、現場をよく見てきたのですが、うちの会社ではこういう機械を入れている、この機械を操作できる人を育成してくれないかという依頼があって、そこは修了後、直ちにその会社に行けるという利点はあるのです。

ただ、そうになると、大学で通常教えている、今お話があった教養課程の部分とか、そこは単位の読替えがやや難しくなるから、その辺は何か情報をお持ちですか。

（文部科学省藤田課長補佐）少なくとも職能短大に関しては、特区申請をするときに、各大学と連携して作った読替え表を、認定を受ける際にしっかりと見せてもらう。

私の手元にある資料を読み上げることになるのですが、この制度を検討する際に、長野県で工科短期大学校と信州大学工学部電子情報システム工学科で読替えをしているもので、例えば一般教養であれば、長野県工科短期大学校での「社会学」とか「知的所有権」を信州大学では「特許実務概論」みたいな形で、それによって、どこまで短期大学校がカリキュラムを変えたかどうかまでは分かりませんが、一応、こう読み替えて、編入学に必要な既取得単位の認定ができるような形で連携されていると承知しております。

（藤村委員長）私はいいことだと思っています。

というのは、実践的な教育を受けてきた短期大学の卒業生が、工学部に入って、実践ではこうしているとか、そういうものは、学生同士である種の情報共有をして、お互いに教育効果が高まっていくことが期待されますので、なかなかいい試みだとは思っているのです。

ただ、大学の負担というか、なかなか大変な部分はあるかと思っておりますので、質問しました。

（文部科学省石橋課長）ありがとうございます。

その点で申し上げますと、恐らく、特区の中でございますので、短期大学校と大学が非常に密な連携を取らせていただいているのは、多分、先生がおっしゃったような形で、短大

から受け入れるよりも、今は編入学でシステマチックにやっていただけているのかなという安心感はむしろあるのかなと思っておりますので、また全国展開するときに、どういう連携を双方に組んでもらうかは、少し丁寧にするということで、大学がよりこの仕組みを活用しやすくなるという点は、御指摘のとおりかなと思っております。

ありがとうございます。

（藤村委員長） そのほかにございますでしょうか。

どうぞ。

（久保委員） 御質問というか、感想めいたものになるのですが、本特例は、地域経済の活性化という点がもともとあるのかなと思うのですが、制度を全国展開した場合に、短期大学から例えば熊本県の大学に行くというルート以外にも、他県の大学に行ってしまう、そちらで就職してしまって、地域経済の活性化に資さないのではないかみたいなデメリットも、一見、思い浮かぶのですが、これは、ある意味逆に、例えば熊本の特定の企業で仕事をしたいから、例えば熊本のこの大学が強いということで、他県の短期大学から、私は、本当はこれをやりたいのだみたいなことで逆に流入して、そこに根づいて、地域経済に資するのも、理屈の上ではあり得るのかなと思っています。

ただ、それは実際に蓋を開けてみないと、どうなるか分からないということもあって、まだ卒業生が具体的に出ているか、出ていないかというなかなか微妙な時期だということなので。

（文部科学省藤田課長補佐） これから把握することにはなるのですが、聞いている限りにおいては、出ていることは確認できておりません。

（久保委員） 出ていなさそうなのですか。

（文部科学省藤田課長補佐） はい。事実上調べた範囲では。

そこはこれから調査して、正式に把握したいと思います。

（久保委員） これから数年たてば、実際、地元就職されているか、されていないかは見えてくると思うのですが、そのときに、仮に全国展開したらどうなるのかは、想像を働かせながら検討する必要があると思うので、これは、これからもうちょっと長い目で見たときの検討課題なのかなという感想を持ちました。制度としては非常に素晴らしいかと思います。

（藤村委員長） 大体御意見はよろしいですか。

どうぞ。

（岩崎委員）

感想としては、とても望ましい方向と思っているところです。

高専の編入学が一定程度うまくいっており、よい形で人材育成がなされているとの印象を持っています。

職業能力開発短期大学校等の編入学した学生についても、将来的に、どのような人材として社会に位置づけるかとのイメージを持って全国展開するのが良いと思いました。

(藤村委員長) ありがとうございます。

どうぞ。

(厚生労働省鈴木室長) 厚生労働省でございます

文科省さんの制度なので、我々がいいとか悪いと言うつもりはないのですが、1点だけ。

文科省さんの資料の8ページに、課題・懸念が出ておりまして、短期大学校ないし能開大を所管する立場で申し上げますと、4ポツ目です。

先ほどまさに熊本で働きたいから、短期大学校に行く人が増えるのではないかというのはあるのですが、能開大・短期大学校そのものは、県費、いわゆる県の予算で運営されておりますので、比較的安価な入学金とか授業料になっているのが実際としてございます。そうした場合、より増えていくということになりますと、こういった少子化の中で、官と民の役割分担を我々は常に意識しながらやっておりますので、そこで人気が出るということは、その地域のいわゆる高等教育機関、特に民間も含めてですが、そういった方々への影響というところでも、自治体ないし各地元でもしっかりと話し合う、コミュニケーションをとることは大事なかなと思っております。

以上でございます。

(藤村委員長) この手の委員会をやると、必ず専門学校の団体から民業を圧迫するなど出てくるのです。

そうならないようにというか、お互いに競争し合って、いいものを提供していけばいいと思います。

よろしいですか。

(首肯する委員あり)

(藤村委員長) では、今回お示しいただきました調査内容で調査いただき、その結果を踏まえて、また議論することにしたいと思います。

特例措置番号836については、以上といたします。

今日はどうもありがとうございました。

(文部科学省石橋課長) ありがとうございました。

(文部科学省、厚生労働省退室)

(農林水産省入室)

#### 「特定法人による農地取得事業（特例措置番号1014）」

(藤村委員長) 皆さん、おそろいでしょうか。

では、続きまして、特例措置番号1014「特定法人による農地取得事業」について、事務局より説明をお願いいたします。

(鷹合参事官)

「特定法人による農地取得事業」について、事務局から説明いたします。

資料につきましては、資料 2－2 の 1 ページ目になります。

農地法の規定によりまして、法人による農地等の所有権の取得につきましては、農地所有適格法人に限り、認められておりました。

このような制度の中、農家の高齢化、後継者不足による新たな担い手の確保の必要性、遊休農地の発生防止・解消、農業の 6 次産業化、これは生産、加工、流通、販売まで行うことを指しておりますが、6 次産業化の促進のために、農地所有適格法人以外の法人も農地等の所有権を取得することを可能としたのが「特定法人による農地取得事業」でございます。

当該事業は、当初、平成 28 年ですが、国家戦略特区における事業として始まりましたが、国家戦略特区は指定された区域でしか活用できないことから、全国の自治体が活用できる構造改革特区に令和 5 年に移行されました。

「主な要件」としましては、真ん中の黄色いところになりますが「法人の要件」として、農地等を適正に利用していないと地方公共団体が認めた場合には、当該地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面による契約を締結していることとしておりまして、何らかの都合で事業者が農地を活用できませんとなってしまった場合は、自治体がいまいけないこととしております。これは、運用の実態としては、自治体に債務負担行為を求めていることとしておりまして、議会の議決が必要となっております。

もう一つは「地域の要件」です。

区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で、農業の担い手が著しく不足していることとしておりまして、事実上、都市部では認められず、中山間地域のための活用となっております。

当該措置につきましては、下のほうにあります。現在活用いただいているのは養父市のみでございまして、養父市は、国家戦略特区のときから活用いただいております。

私からの説明は以上になります。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、続きまして、当該特例措置の所管官庁であります農林水産省より説明をお願いいたします。

(農林水産省矢澤課長) 農林水産省でございます。

続きまして、当省からは、構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置であります「特定法人による農地取得事業」のベースとしての制度でございます農地法に基づいて、一般の法人が、農地のリース方式により農業に参入する場合の基本的な仕組みについて、規制の内容やその必要性和併せて御説明させていただきます。

2 ページ目をお開き願います。

資料の具体的な説明に入ります前に、まず、一般の法人が農地のリース方式により農業に参入できるようになった経緯について、口頭で簡単に御説明いたします。

御案内のとおり、国内の農業生産の基盤であります農地につきましては、現在及び将来

における国民のための限られた資源でございますし、また、地域における貴重な資源でもございます。

このことを踏まえまして、農地法におきましては、農地の権利取得については、農地を適正かつ効率的に耕作することができる者に限る等の規制を設けることによりまして、国内の農業生産の増大等を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的としております。

従来、農地法におきましては、「農地を適正かつ効率的に耕作することができる者」といたしまして、農地の権利を取得できる主体につきまして、農作業に常時従事する個人のほか、耕作者とみなし得る、農地を所有するにふさわしい要件を満たした法人であります農業生産法人、現在は「農地所有適格法人」と名称変更しておりますが、これに限っていたところでございますが、一方で、農業の担い手不足とか、遊休農地の増加等が顕在化しつつある状況を踏まえて、農業生産の担い手を幅広く確保できるようにするために、平成21年の農地法の改正によりまして、農地を借り受けるリース方式の下で、農業外の企業を含む一般の法人による農業参入を広く認めることといたしました。

その際、こうした企業経営に対しましては、収益が上がらない場合に容易に撤退が行われ、農地の荒廃や農外利用を招くのではないかなどといった懸念が、農業・農村現場で強いことを踏まえまして、こうした懸念を払拭し、農地が適正かつ効率的に耕作されるように、必要な要件を設けているところでございます。

以上の経緯を踏まえまして、以下、一般の法人がリース方式により農業に参入する場合の具体的な要件について、順に御説明いたします。

まず、左の「基本的な要件」でございます。

一般の法人がリース方式により農業に参入する場合につきましては、個人が農業に参入する場合と同様に、まずは農地を適正かつ効率的に利用するための基本的な要件を満たしていただく必要があります。

基本的要件の1つ目として、当該法人が行います耕作の事業において「農地のすべてを効率的に利用」することでございます。

農地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国内の農業生産の基盤であり、国民のための限られた資源でございます。

こうしたことから、耕作者によって余すことなく、しっかりと活用していただくことを確認するとともに、いわゆる資産保有目的とか投機目的での権利取得を排除する必要があるございます。

このため、書いてございますが、所有する機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を当該法人が有していないなど、農地の全てを効率的に利用することが見込めないような権利取得については認められないこととなっております。

次に「基本的要件」の2つ目でございますが、当該法人が行う耕作の事業において「周辺の農地利用に支障がない」ことでございます。

農業は、周辺の自然環境等の影響を受けやすく、地域や集落で一体となって取り組まれていることも多いという特性がございます。

このため、書いてございますが、地域の農業者が例えば一体となって水利調整を行っている場合に、当該法人がその調整に参加しないことで、他の農業者の水利用が阻害されるような場合、あるいは地域の農業者が一体となって有機農業を行っている場合に、当該法人が化学肥料、化学農薬を使用することで、地域全体での取組が阻害されるような場合など、周辺の農地利用に支障が生ずるような権利取得については認められないこととなっております。

次に、右の「リース方式による要件」でございます。

一般の法人が農業に参入する場合でございますが、独自の企業的資本、あるいは経営ノウハウの導入によります大規模・効率的な事業展開等が期待される一方で、先ほど申し上げましたとおり、経営上の採算が合わない場合に容易に中止等の判断がなされ、農地の荒廃や農外利用を招くのではないかと、あるいは地域全体の農業の維持・発展のための取組に対して、ややすると非協力的なのではないかなどといった深刻な懸念が農業・農村現場に強く存在することも事実でございます。

こうした懸念を払拭する観点から、先ほど御説明した「基本的な要件」に加えまして、さらにリース方式特有の要件を設けてございます。

リース方式特有の要件の1つ目でございますが「貸借契約に解除条件が付されていること」でございます。

具体的には、貸借契約に、当該法人がその農地を適正に利用していないと認める場合には貸借契約を解除する旨の条件を付すことによりまして、当該法人が仮に農業から撤退するような場合でも、農地の荒廃や農外利用を生じさせないことを担保しております。

2つ目の要件ですが「地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと」でございます。

具体的には、地域農業の例えば将来ビジョンに関する話し合い活動に参加することとか、農道・水路等の共同利用施設の利用に関する取決めを順守することなどによりまして、当該法人が、地域の他の農業者と共に地域の活動に責任を持って参画することを担保しております。

3つ目でございますが「業務執行役員又は重要な使用人が1人以上耕作の事業に常時従事すること」でございます。

具体的には、当該法人の取締役とか農場長などのうち1人以上が、農作業に限らず、マーケティング等の経営・企画も含めて、責任を持って常時対応していただくことによりまして、当該法人の責任体制を明確にして、地域との円滑な調整が図られることを担保しております。

3ページ目をお開きください。

リース方式により農業に参入した一般の法人に係るこれまでの参入実績を御紹介します。

農業に参入したリース法人数につきましては、左の棒グラフのとおり、平成21年の農地法改正によります全面自由化以降、増加の一途をたどっておりまして、令和6年1月時点で4,544法人に達したところでございます。リース方式による農業参入につきましては、現場への定着・普及が着実に進んでいるものと認識しております。

また、右側の円グラフでございますが、営農類型別に見ますと、高収益が見込める野菜経営で参入する法人が41%と高いシェアを占めている状況でございます。

なお、資料には書いてございませんが、リース方式による具体的な農業参入の事例を幾つか口頭で御紹介申し上げますと、例えば土木建設業を営む法人が、雇用の維持を目指して、野菜の生産を開始し、現有機械を活用しつつ、多くの遊休農地を借り受けるほか、繁忙期には、地域の主婦、高齢者も雇用している事例。

あるいは、米の販売業を営む法人さんが、ブランド化を目指して、自ら米の生産を開始し、加工等の6次産業化にも取り組み、規模拡大を図るだけでなく、地域の行事にも積極的に参加している事例。

あるいは、住宅メーカーの子会社が、障害者雇用を目指して、いわゆる農福連携の取組を開始し、遊休農地を借り受け、福祉に配慮した作目や作業の下、直売所や学校給食など、地域とのつながりも確保している事例もございます。

このように、リース法人につきましては、新たな農業の担い手といたしまして、担い手不足や遊休農地の増大といった地域農業の課題を解決し、地域経済・地域社会の活性化にも貢献することが期待できることから、農林水産省といたしましても、引き続きこうした優良事例の紹介とか、農業参入フェアの開催等を通じまして、リース方式による一般法人の農業参入を後押ししてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、引き続き、事務局より、当該特例措置に関わる調査票の説明をお願いいたします。  
(鷹合参事官) 事務局から「特定法人による農地取得事業」の調査票について説明いたします。

調査票の資料を御覧ください。

8ページからになります。

これまで事務局分と規制官庁分の2つを別々に作成し、別々に自治体に送付・回収しておりましたが、自治体の負担を考慮しまして、今回はまとめて作成しております。

ただ、今回は、対象が3つありますので、調査票自体は3種類となっております。

1つ目は、8ページ以降なのですが、当該特例措置を実施する自治体である兵庫県養父市及び養父市で事業を行っている事業者に対する調査票です。

2つ目は、当該特例措置を活用する可能性がある中山間地域を有する自治体に対する調査票です。

事務局ウェブサイトを活用して調査する予定です。

3つ目は、全国の農業関連法人や農家に対する調査票です。これも事務局ウェブサイトを活用して調査します。

時間の都合上、概略を説明させていただきます。

まず、8ページの養父市向けの調査票ですが、まず、Q6で、養父市に対して、農地取得事業者や取得面積、取得前の農地の状況など、基礎的なデータを回答いただくこととしております。

次のページになりまして、養父市への質問が続きますが、Q7で、耕作放棄地がどのくらい減少したか、

Q8で、耕作放棄地対策として有効か、

Q9で、農業担い手不足、後継者不足に対して有効か、

Q10で、農業の6次産業化に有効か、

Q11で、周辺の農家に対する影響等を質問する予定です。

Q12からは、法人が農業に参入するメリット・デメリットをお聞きしまして、10ページになりますが、Q14では、リースと所有のメリット・デメリットについて、

Q15になりますが、要件について、ハードルが高いと考えられるもの、

Q16で、負担となっているもの、

Q17では、当該特例措置を活用したいとの声を他の法人等から聞いているか、今後も当該特例措置を活用したいかといったことをお聞きする予定です。

11ページになりますが、Q21では、不適切利用が生じている事例があれば、当該事例、不適正利用を防ぐアイデア等について質問しております。

資料は飛びまして、12ページになりますが、Q25からは、実施事業者への質問です。養父市を經由して聞いていただきます。

Q25で、収益がどのように推移したか、

Q26で、雇用や就業者数に影響があったか、

Q27で、リースではなく、所有を望んだ理由、

Q29で、周辺農家との問題の有無、

Q30で、周辺住民に理解を得るための工夫等を質問しております。

Q31以降については、農業を行うメリット・デメリットといった話で、自治体への質問とほぼ同じなので、省略させていただきます。

続きまして、16ページ以降が、2つ目の調査票になります。

中山間地域を有する市町村に対する質問です。

18ページですが、これはシンプルで、当該特例措置について知っていたかをまずお聞きしたいと思っております。

活用する考えはあるかをQ4で聞いております。

活用したいと考える場合はその理由、活用する考えがない場合はその理由について質問したいと考えております。



これが、18ページ、19ページの中山間地域を有する市町村に対する質問です。

最後に、20ページ以降になりますが、法人農家への調査票です。

21ページに、農地所有適格法人か否か、農地所有適格法人以外の場合には、農業を営んでいるか否かの選択肢を入れまして、リース方式で農業をしている法人が分かるようにしております。

この調査票は、22ページになりますが、2つ目の質問票にも、活用する考えはありますかとシンプルに聞くものでございます。

調査票の説明は以上となりますが、2つ目の中山間地域を有する市町村に対する調査票、3つ目の全国の農業関連法人や農家に対する調査票につきましては、前回、国家戦略特区から構造改革特区への移行時の調査と同様の質問事項でありまして、前回と比較する上でも、この記載事項は変更せずに進めたいと考えておりまして、御配慮いただければと思っております。

私からの説明は以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

(鷹合参事官) 事務局から一つよろしいでしょうか。

(藤村委員長) どうぞ。

(鷹合参事官) 本日欠席の伊澤委員より2点御意見をいただいております。事務局より回答はしておりますが、委員会の場でも伊澤委員の意見として紹介していただきたいとの御要望がありましたので、紹介させていただきます。議論の参考にさせていただければと思っております。

1つ目は、リース方式を活用している法人に対して、取得方式の活用ニーズがあるかどうか、また、いずれの方式のメリット・デメリットについて、調査票に追加してはどうかとの意見をいただいております。

リース方式、取得方式のメリット・デメリットにつきましては、調査票1のQ14に入っております。

Q14なので、10ページになりますが、ここで聞いている形になっております。

また、3つ目の質問で、調査票3です。

20ページ以降の質問で、21ページで説明しましたが、この調査票で最初に、農地所有適格法人かどうか、農地所有適格法人以外で農業を営んでいるかどうかを聞いておりますので、農地所有適格法人でないと農地は所有できませんので、農地所有適格法人以外で農業を営んでいるということはリース方式、つまり、2を選んだ人はリース方式を選んでいることが分かると思います。

これらの質問を追加しましたので、こういった形態の法人か、把握した上で、取得方式の活用ニーズを聞く形ができることにしたこととしております。

2つ目の伊澤委員の意見としましては、全国展開時に、取得者の国籍を制限すべきかと

うかについて、自治体の意見を聴取する質問を追加してはどうか、外資規制について、全国展開する条件として検討したほうがよいのではないかと御意見をいただきました。

すみませんが、こちらにつきましては、外国人に関する政策の方向性については、国が決めるべき、国全体の政策に関する広範な課題と考えておりまして、今回の法人農地特例措置の議論の場において、自治体に対して調査することはなかなか難しい、控えたいと考えまして、質問票には入れておりません。

私からは以上です。

（藤村委員長）ありがとうございます。

御意見、御質問どうぞ。

私から農水省の方にお伺いしたいのですが、まだ1件しかないというのは、農水省としてはどのように整理していらっしゃるのでしょうか。

（農林水産省矢澤課長）養父市さんにおいては、中山間地域という厳しい条件の下で、地域の農業の振興に取り組んでおられるということで、その取組については敬意を表したいと思っております。

他方で、養父市におきますこの事業ですが、市町村の件数としては養父市1件ということで、かつ、6社活用されていると承知しておりますが、その6社も、経営面積のうち、所有面積は約4.9%ということで、大半がリースであると承知しております。

そうした中、前回の令和4年の調査時におきましても、いろいろな調査を行った中で、一般の法人が農地を取得することにつきましては、投機的な取得、あるいは撤退後の耕作放棄、転用のおそれがあるのではないかと、地域コミュニティーとの共存等への不安等を懸念するといった声が農業・農村現場から寄せられていることもございます。

そういった中で、現状、養父市だけの取組にとどまっていると承知しているところでございます。

（藤村委員長）農水省としては、もっと増えてほしいと思っていいらっしゃるのか、あるいはそこは成り行き任せでいいのではないかとと思っていいらっしゃるのか、その辺はいかがですか。

（農林水産省矢澤課長）構造改革特別措置法に移管されたということで、基本的には、各自治体のいわゆる手挙げ方式で、活用する、しないというのが決まってくるということでございまして、繰り返しですが、現状、養父市しか活用されていない状況の中で、こういった法人農地取得事業の仕組み、要件等を踏まえて、その他の自治体が活用する、しないを判断されていると承知しております。

（藤村委員長）分かりました。

そのほかにいかがですか。

岩崎委員、どうぞ。

（岩崎委員）養父市が国家戦略特区に申し出た背景を教えてください。全国的に中山間地はいっぱいあるわけですが、養父市が手を挙げた社会的背景、例えば首長が非常に熱心だ

ったとか、何か特徴があるとすれば、教えていただきたく思います。

（佐藤参事官）農林水産省関係を担当しております、参事官の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

今の御質問の点でございますが、一つには、今おっしゃったように、市長さんが、この特例以外の特区特例についてもいろいろと取組をされているということで、特区の取組に大変御熱心であるところもあろうかと思えます。

それから、先ほども出ておりましたが、中山間地域の耕作放棄地とか、農業の問題について、既存の農家さんだけでは難しい耕作放棄地の問題の解決として、一般法人の力も借りて、課題の解決を図りたいということで、特に中山間地域の課題を特区の特例を使って解決していきたいというお考えがあったと承知しております。

（岩崎委員）農水省の担当者の方にお伺いしたいのですが、リースと比べてこの特区がより望ましいと判断するとすれば、どういう点になりますか。

（農林水産省矢澤課長）必ずしも一概には申し上げられないと思うのですが、一般的に、いわゆる一般の法人が農業へ参入することを検討する際に、農地の権利取得に当たりまして、所有するか、リースをするかという選択につきましては、一般的には、例えば初期投資費用がどうかとか、あるいはバランスシートなどの財務諸表への影響、あとは自らが負担することとなる税金とか、こういったことなどを総合的に勘案した上で、経営上のメリットがある手法が選択されるものと考えております。

ちなみに、現在の農地の取得価格について御紹介しますと、一般的にはリース料に比べて約100倍近くと、著しく高額となっております。

また、農地のリースの期間につきましても、これは法人の中長期的な経営にも対応できるようにするという観点から、一応、制度上は最長50年まで、長期間設定できることにもなっております。

（岩崎委員）分かりました。

（藤村委員長）そのほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

分かりました。

では、今回お示しいただいた調査内容で調査いただくということで、お願いしたいと思います。

（鷹合参事官）1点よろしいですか。

（藤村委員長）どうぞ。

（鷹合参事官）農水省様がいらっしゃるうちにお話ししておきたいと思いますが、2点あります。

今回の「特定法人による農地取得事業」では、国家戦略特区から構造改革特区に移行した経緯がありますので、数年間、国家戦略特区制度の下で活用いただいていることもありますから、もしかしたら国家戦略特区のワーキングの先生にも、評価時に参加いただく可能性があることをお伝えしておきます。

もう一つ、8月4日に、養父市への現地視察を評価委員にお願いしたいと思っておりますので、詳細につきましては、後日、事務局より各委員にお伝えしたいと思います。

農水省さんも、どなたか来ていただける予定でありますね。

よろしくお願いいたします。

以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

では、特例措置番号1014については、以上といたします。

今日はどうもありがとうございました。

(鷹合参事官) ありがとうございます。

御退室をお願いいたします。

(農林水産省退室)

### 3. 構造改革特別区域基本方針の改正について

(藤村委員長) では、最後ですね。

(鷹合参事官)

資料3をお願いします。

前回、2月の評価時に、総合特区や国家戦略特区から構造改革に移行するものがありますとか、全国展開しますというものを御紹介させていただきましたが、今回、省令等を改正しまして、無事に構造特区に移行、全国展開しておりますことを御紹介いたします。

私からは以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

今日の議題は以上でございますが、皆さんから何かございますか。

よろしいですか。

(首肯する委員あり)

### 4. 閉会

(藤村委員長) では、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。